

平成22年11月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ホ)第2226号 不当利得金返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成21年(ワ)第15933号)

(口頭弁論終結日 平成22年9月29日)

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人 (被告)	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久保 健
同訴訟代理人弁護士	本渡 諒 一
	黒田 厚 志
	郷原 さや 香
	仲元 紹

被控訴人 (原告) A

被控訴人 (原告) B

被控訴人 (原告) C

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 西尾 剛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

控訴人は貸金業法に定める貸金業者であり、平成19年、その子会社である貸金業者株式会社クオークローン（クオークローン。その後株式会社タンポートと改称）との間の基本合意に基づき、同社の顧客を切替（債務残高と同額を顧客に貸し付け、顧客がその金員でクオークローンの債務を返済すること）又は債権譲渡によって控訴人に移管し、その際、クオークローンが顧客に対して負う過払金返還債務を併存的に引き受けた。

被控訴人らは、クオークローンないしその前身である貸金業者と継続的に金銭消費貸借取引をしていたが、上記移管（切替）により、クオークローンに対する債務を完済し、その後控訴人と取引を続けた。

被控訴人らは、クオークローンないしその前身の貸金業者及び控訴人との金銭消費貸借取引で利息制限法の制限を超過する利息を支払ったため過払金が発生し、控訴人はクオークローンの不当利得返還債務を上記債務引受により承継したとして、これらの不当利得返還を求めた。被控訴人 A の請求は316万7417円（不当利得295万3067円と平成21年10月16日までの年5分の割合による利息（民法704条。以下同じ）21万4350円）及びうち295万3067円に対する平成21年10月17日から支払済みまで年5分の割合による利息であり、被控訴人 B の請求は、9万2325円（不当利得8万5552円と平成21年10月16日までの利息6773円）及びうち8万5552円に対する平成21年10月17日から支払済みまで年5分の割合による利息であり、被控訴人 C の請求は、10万3804円（不当利得9万7759円と平成21年10月16日までの利息6045円）及びうち9万7759円に対する平成21年10月17日から支払済みまで年5分の割合による利息である。

原審は、被控訴人らの請求をすべて認容した。

以下、略語は原判決の例による。

1 前提事実（証拠を掲記した事実以外は争いが無い。）

(1) 控訴人は貸金業者である。

控訴人は、平成12年及び平成13年にいずれも貸金業者である「シンコウ」「リッチ」「東和商事」を買収し、平成14年にこれらを合併させて控訴人の100%子会社とし、商号を「ぷらっと」に変更した。「ぷらっと」は平成17年に「株式会社クオークローン」に商号変更した。

控訴人は、平成19年、グループ会社再編の一環として、クオークローンとの間で基本合意を締結して同社の営業基盤を引き継ぎ、同社は貸金業を廃業して「株式会社タンポート」に商号変更した（以下「タンポート」という。）。控訴人とクオークローンとは、上記基本合意に基づいて業務提携契約を締結し、クオークローンの顧客に対する過払金返還債務を併存的に引き受けた。なお、タンポートはその後商号を株式会社クラヴィス（以下「クラヴィス」という。）に改めた。

(2) 被控訴人 A は遅くとも平成4年11月9日までにクオークローン（合併ないし商号変更前の会社を含む。）とリボルビング方式の金銭消費貸借基本契約を締結し、原判決別紙計算書1のとおり、平成19年9月18日の返済まで、同社との間で借入れ及び返済を繰り返した。

被控訴人 B は平成14年3月5日クオークローン（合併ないし商号変更前の会社を含む。）とリボルビング方式の金銭消費貸借基本契約を締結し、原判決別紙計算書2のとおり、平成19年9月3日の返済まで、同社との間で借入れ及び返済を繰り返した。

被控訴人 C は平成15年1月14日クオークローン（商号変更前の会社を含む。）とリボルビング方式の金銭消費貸借基本契約を締結し、原判決別紙計算書3のとおり、平成19年7月6日の返済まで、同社との間で借入れ及び返済を繰り返した。

(3) 被控訴人らはそれぞれ、平成19年ころ、「私は、プロミスグループ再編

により、株式会社クオークローン…に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意の上署名します」と記載された残高確認書兼振込代行申込書（甲1）に署名した上で、控訴人と金銭消費貸借基本契約を締結した。

(4) 被控訴人 A は、(3)の契約に基づき、原判決別紙計算書1のとおり、平成19年9月18日の借入れから平成21年3月11日まで、控訴人との間で借入れ及び返済を繰り返した。

被控訴人 B は、(3)の契約に基づき、原判決別紙計算書2のとおり、平成19年9月3日の借入れから平成20年6月4日まで、控訴人との間で借入れ及び返済を繰り返した。

被控訴人 C は、(3)の契約に基づき、原判決別紙計算書3のとおり、平成19年7月6日の借入れから平成20年11月6日まで、控訴人との間で借入れ及び返済を繰り返した。

2 争点及び当事者の主張

(1) 被控訴人ら

ア 併存的債務引受及び受益の意思表示

控訴人は、1(1)のとおりクオークローンの顧客に対する過払金返還債務を併存的に引き受け、被控訴人らは、残高確認書兼振込代行申込書（甲1）への署名及び控訴人との金銭消費貸借契約締結により、黙示的に受益の意思表示をした。そして、控訴人と被控訴人らとの間で、控訴人が引き受けた過払金返還債務を被控訴人らの借入金債務の弁済に充当する旨の黙示の合意をした。控訴人による併存的債務引受は、被控訴人らにとって利益であって不利益はないから、黙示の受益の意思表示が認められる。また、被控訴人らも控訴人も複数の権利関係が発生することを望まないとするのが合理的であるから、上記充当の黙示的合意が認められる。

控訴人は、1(1)の基本合意に基づき、クオークローンの顧客を切替（控訴人が顧客にクオークローンの債務残高と同額を貸し付け、顧客がこれでクオークローンの債務を返済すること）又は債権譲渡の形で一部不良債権を除き全て控訴人に移管し、クオークローンの営業と、クオークローンの顧客に対する消費貸借契約上の地位を譲り受けたから、クオークローンの顧客に対する過払金返還債務も、実質及び公平の観点から承継すべきであり、控訴人が受益の意思表示がなかったと主張することは、信義誠実の原則に反する。すなわち、控訴人は、①最高裁平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）により、被控訴人らとクオークローン間の取引についてみなし弁済が成立せず、したがって切替時点におけるクラヴィス主張の約定債務残高が誤りであって、被控訴人Aは既に過払の状態であり、その他の被控訴人らも約定残高を支払えば過払になること、②クオークローンが廃業予定であり、被控訴人らが同社から過払金を回収することは困難になることをいずれも知っていたながら、被控訴人らに弁済させたのであり、にもかかわらず受益の意思表示を否定することは著しく正義に反する。なお、タンポートは平成19年に貸金業を廃業し、以後その債務整理や過払金返還請求交渉等は全て控訴人が行った。また、切替にあたって新たな与信調査等はなく、身分証明書や収入証明書等も徴求されなかった。

イ 控訴人主張の抗弁（変更契約）は争う。

併存的債務引受契約は第三者のためにする契約であるから、その効力が生じた後は受益者（被控訴人ら）の同意がなければ解除することができず、被控訴人らが同意したことはない。

(2) 控訴人

ア 併存的債務引受及び受益の意思表示

被控訴人らが併存的債務引受に対する受益の意思表示をしたことは否認

する。被控訴人らはクオークローンに対する過払金債権及び本件業務委託契約のいずれの存在も認識していなかったから、上記意思表示はあり得ない。被控訴人らが併存的債務引受を希望していたという点は不知。残高確認書兼振込代行申込書の提出及び金銭消費貸借契約の締結をもって、被控訴人らが過払金返還請求権の存在を認識して受益の意思表示を行ったと評価することはできない。

また、以下のとおり、クオークローンから控訴人への切替によって被控訴人らに特に不利益は生じないから、控訴人が本件で受益の意思表示を否認することは信義則に反しない。なお、グループ国内金融子会社再編による営業譲渡及び契約上の地位の譲渡、控訴人がクオークローンの顧客のすべてを切替又は債権譲渡の形で移管したことは否認する。被控訴人らに対しても与信審査をし、身分証明書を徴求している。

(ア) 被控訴人らはクオークローンの後身であるクラヴィスに対し過払金債権を有し、同社もこれを認めている。同社からの回収が困難だとしてもそのみを理由に控訴人への請求を認めるのは不当である。

(イ) 原判決は、子会社の経営状態次第で返還請求権行使が妨げられる可能性をいうが、控訴人の経営状態がクラヴィスより悪くなる可能性もある。

(ロ) 被控訴人らは、クオークローンとの間で返済のみ（及び過払金請求）の取引を継続することも可能であったが、切替は、新たな借入れができたため被控訴人らに便宜であった。

(ハ) 控訴人・被控訴人ら間の取引のほとんどで、約定利率は年25.5%であり、クオークローンとの契約より低かった。

(ニ) 控訴人の組織変更により、タンポートは平成21年3月に全株式をネオラインキャピタル株式会社に譲渡することとなり、それに先立つ平成20年12月15日に本件業務委託契約を変更した。

イ 原判決は、引受債務とその後の貸付・返済とは社会通念上1個の契約に

基づくものとして過払金と貸付とが当然に相殺されるのが当事者の通常の意味に合致するとするが、意思表示によらない相殺はあり得ず、少なくとも控訴人にそのような意思はないし、そもそも被控訴人らは相殺を主張していない。また、併存的債務引受は、社会通念上1個の契約という上記判断の根拠にはならない。

ウ 業務提携契約の変更（抗弁）

控訴人とタンポートとは、平成20年12月15日、業務提携契約を変更し、タンポートが顧客に対し負担する過払金返還請求権は、タンポートのみが負担し、控訴人は何ら債務及び責任を負わない旨合意した。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も被控訴人らの請求を認容すべきであると判断する。その理由は以下のとおりである。

1 被控訴人 A

(1) 併存的債務引受について

証拠（甲9, 13, 14, 丙A1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、子会社整理の一環として、被控訴人 A に対し、クオークローンに対する貸付残額全額を一括返済するよう勧誘し、元利合計金に相当する50万5015円を融資し、被控訴人 A から依頼を受けてクオークローンに送金してクオークローンの残債権を消滅させたこと（切替）、その際、クオークローンとの間で、基本合意に基づき、被控訴人に対するクオークローンの過払金返還債務を併存的に引き受ける合意をしたことが認められる。

そして、上記切替に当たって控訴人が被控訴人 A に送付し、同人が署名の上返送した「残高確認書兼振込代行申込書」には、「私は、プロミスグループ再編により、（中略）契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン／サンライフ株式会社における本日までの取引に係

る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と印刷されていたこと（丙A3）に照らし、被控訴人

Aは、この切替が専らクオークローン及び控訴人の都合によるものであり、クオークローンとの取引に基づく自らの権利義務（顕在化していないものも含む。）は切替によってそのまま控訴人に引き継がれると理解してこれに応じたと解される。そうすると、同被控訴人は、クオークローンに対する過払金やクオークローン・控訴人間の債務引受契約の存在を認識していなかったとしても、切替に応じることによって、潜在的な過払金債権を含めて債務引受と同様の法的効果を受けられる旨認識していたというべきであり、債務引受に対する黙示的な受益の意思表示をしたと解するのが相当である。

また、切替時点において、被控訴人Aとクオークローンとの金銭消費貸借取引契約に基づく被控訴人Aの債務と同人のクオークローンに対する過払金債権とは、いずれもこの金銭消費貸借取引契約に関して生じたものであり、当事者間では後者を前者に充当する旨の黙示の合意があったと解すべきである。そして、控訴人は、上記切替によってクオークローンの被控訴人Aに対する債権（ただし約定金利に基づく計算上の残債権）と同額の債権を取得したのであるから、これを実質的に承継し、あるいは少なくとも承継する意思を有していたと評価することができ、他方で、クオークローンの被控訴人Aに対する過払金債務を承継（併存的債務引受）したことは上記のとおりであるから、控訴人は、切替の際、上記合意上の地位を合わせて承継し、又は控訴人との間で同様の黙示の合意をしたと解するのが相当である。

そして、貸金業者であるクオークローンと控訴人とは、利息の過払金について悪意の受益者であると認められるから、控訴人は、被控訴人Aに対し、民法704条前段に基づき、316万7417円（過払元金295万3067円と平成21年10月16日までの利息21万4350円の合計）及び内295万3067円に対する平成21年10月17日から支払済みまで民法

所定の年5分の割合による利息金を支払う義務がある。

(2) 抗弁（変更契約による解除）

控訴人は、平成20年12月15日にタンポートとの業務提携契約を変更し、タンポートが顧客に対し負担する過払金返還請求権はタンポートのみが負担し、控訴人は何ら債務及び責任を負わないものとされた旨主張する。

しかし、併存的債務引受契約は、第三者のためにする契約であり、債務引受の効力が生じた後は、受益者すなわち被控訴人Aの同意なき限り、これを変更し、又は消滅させることができないところ（民法538条）、被控訴人Aが解除に同意したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の抗弁は理由がない。

2 被控訴人B

(1) 併存的債務引受について

証拠（甲9、13、14、丙B1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、子会社整理の一環として、被控訴人Bに対し、クオークローンに対する貸付残額全額を一括返済するよう勧誘し、元利合計金に相当する49万8626円を融資し、被控訴人Bから依頼を受けてクオークローンに送金してクオークローンの残債権を消滅させたこと（切替）、その際、クオークローンとの間で、基本合意に基づき、被控訴人Bに対するクオークローンの過払金返還債務を併存的に引き受ける合意をしたことが認められる。

そして、上記切替に当たって控訴人が被控訴人Bに送付し、同人が署名の上返送した「残高確認書兼振込代行申込書」には、「私は、プロミスグループ再編により、（中略）契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と印刷されていたこと（丙B3）に照らし、被控訴人

B. は、この切替が専らクオークローン及び控訴人の都合によるものであり、クオークローンとの取引に基づく自らの権利義務は切替によってそのまま控訴人に引き継がれると理解してこれに応じたと解される。そうすると、同被控訴人は、クオークローンに対する過払金やクオークローン・控訴人間の債務引受契約の存在を認識していなかったとしても、切替に応じることによって、潜在的な過払金債権を含めて債務引受と同様の法的効果を受けられる旨認識していたというべきであり、債務引受に対する黙示的な受益の意思表示をしたと解するのが相当である。

また、切替時点において、被控訴人 B. とクオークローンとの金銭消費貸借取引契約に基づく被控訴人 B. の債務と同人のクオークローンに対する過払金債権とは、いずれもこの金銭消費貸借取引契約に関して生じたものであり、当事者間では後者を前者に充当する旨の黙示の合意があったと解すべきである。そして、控訴人は、上記切替によってクオークローンの被控訴人 B. に対する債権（ただし約定金利に基づく計算上の残債権）と同額の債権を取得したのであるから、これを実質的に承継し、あるいは少なくとも承継する意思を有していたと評価することができ、他方で、クオークローンの被控訴人 A. に対する過払金債務を承継（併存的債務引受）したことは上記のとおりであるから、控訴人は、切替の際、上記合意上の地位を合わせて承継し、又は控訴人との間で同様の黙示の合意をしたと解するのが相当である。

そして、貸金業者であるクオークローンと控訴人とは、利息の過払金について悪意の受益者であると認められるから、控訴人は、被控訴人 B. に対し、民法704条前段に基づき、9万2325円（過払元金8万5552円と平成21年10月16日までの利息6773円の合計）及び内8万5552円に対する平成21年10月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金を支払う義務がある。

(2) 抗弁（変更契約による解除）

控訴人は、平成20年12月15日にタンポートとの業務提携契約を変更し、タンポートが顧客に対し負担する過払金返還請求権はタンポートのみが負担し、控訴人は何ら債務及び責任を負わないものとされた旨主張する。

しかし、併存的債務引受契約は、第三者のためにする契約であり、債務引受の効力が生じた後は、受益者すなわち被控訴人 B の同意なき限り、これを変更し、又は消滅させることができないところ（民法538条）、被控訴人 B が解除に同意したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の抗弁は理由がない。

3 被控訴人 C

(1) 併存的債務引受について

証拠（甲9、13、14、丙C1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、子会社整理の一環として、被控訴人 C に対し、クオークローンに対する貸付残額全額を一括返済するよう勧誘し、元利合計金に相当する42万7279円を融資し、被控訴人 C から依頼を受けてクオークローンに送金してクオークローンの残債権を消滅させたこと（切替）、その際、クオークローンとの間で、基本合意に基づき、被控訴人 C に対するクオークローンの過払金返還債務を併存的に引き受ける合意をした事実が認められる。

そして、上記切替に当たって控訴人が被控訴人 C に送付し、同人が署名の上返送した「残高確認書兼振込代行申込書」には、「私は、プロミスグループ再編により、（中略）契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と印刷されていたこと（丙C3）に照らし、被控訴人 C は、この切替が専らクオークローン及び控訴人の都合によるものであり、クオークローンとの取引に基づく自らの権利義務は切替によってそのまま控

訴人に引き継がれると理解してこれに応じたと解される。そうすると、同被控訴人は、クオークローンに対する過払金やクオークローン・控訴人間の債務引受契約の存在を認識していなかったとしても、切替に応じることによって、潜在的な過払金債権を含めて債務引受と同様の法的効果を受けられる旨認識していたというべきであり、債務引受に対する黙示的な受益の意思表示をしたと解するのが相当である。

また、切替時点において、被控訴人 C₁とクオークローンとの金銭消費貸借取引契約に基づく被控訴人 C₁の債務と同人のクオークローンに対する過払金債権とは、いずれもこの金銭消費貸借取引契約に関して生じたものであり、当事者間では後者を前者に充当する旨の黙示の合意があったと解すべきである。そして、控訴人は、上記切替によってクオークローンの被控訴人 C₁に対する債権（ただし約定金利に基づく計算上の残債権）と同額の債権を取得したのであるから、これを実質的に承継し、あるいは少なくとも承継する意思を有していたと評価することができ、他方で、クオークローンの被控訴人 A に対する過払金債務を承継（併存的債務引受）したことは上記のとおりであるから、控訴人は、切替の際、上記合意上の地位を合わせて承継し、又は控訴人との間で同様の黙示の合意をしたと解するのが相当である。

そして、貸金業者であるクオークローンと控訴人とは、利息の過払金について悪意の受益者であると認められるから、控訴人は、被控訴人 C₁に対し、民法704条前段に基づき、10万3804円（過払元金9万7759円と平成21年10月16日までの利息6045円の合計）及び内9万7759円に対する平成21年10月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金を支払う義務がある。

(2) 抗弁（変更契約による解除）

控訴人は、平成20年12月15日にタンポートとの業務提携契約を変更し、タンポートが顧客に対し負担する過払金返還請求権はタンポートのみが

負担し、控訴人は何ら債務及び責任を負わないものとされた旨主張する。

しかし、併存的債務引受契約は、第三者のためにする契約であり、債務引受の効力が生じた後は、受益者すなわち被控訴人 C の同意なき限り、これを変更し、又は消滅させることができないところ（民法538条）、被控訴人 C が解除に同意したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の抗弁は理由がない。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 小 松 一 雄

裁判官 久 保 田 浩 史

裁判官 片 岡 早 苗

これは正本である。

平成22年11月5日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 水田 正

